

米国でのジュゴン訴訟

弁護士 和田重太

2017年9月27日

なぜ、米国で裁判をしたのか？

辺野古での基地建設は、日本政府・米国政府共同での行為



日本政府・米国政府ともに、基地建設に当たり自国の法律を遵守しなければならないのは、当然



米国の国家史跡保存法（NHPA）は、米国外に存在する文化財に関しても、国家の行為が悪影響を与える可能性を十分に考慮（take into account）すべき義務を、国家に課している。

米国で裁判をすることのメリット

- 進歩的な環境保護法制

（日本の法制では、環境保護の視点が不十分）

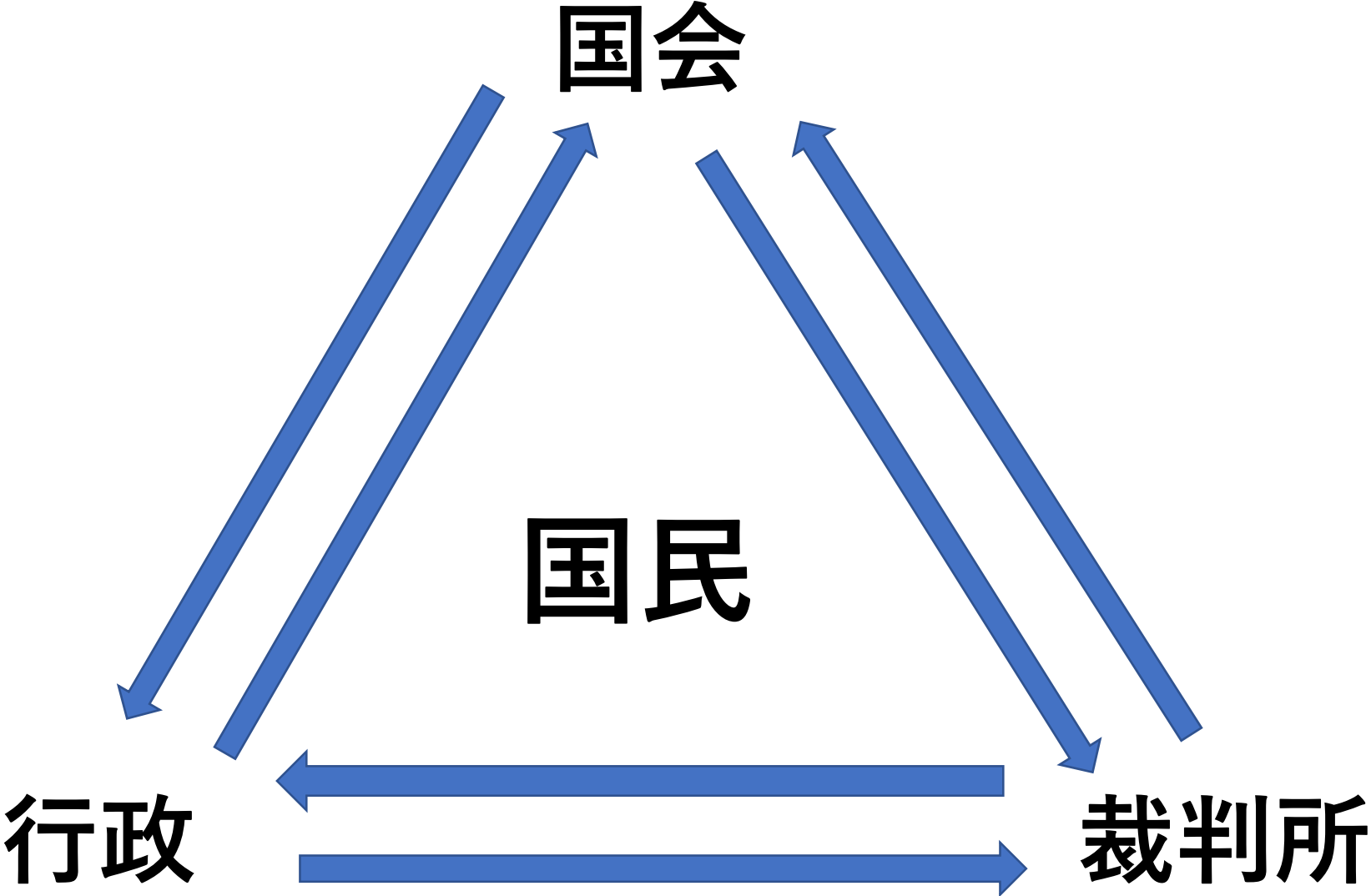
→ 国家史跡保存法（NHPA）という法律の存在

→ 米国政府の違法を主張しやすい

- 裁判所の態度

→ 国の行為が違法かどうかを、裁判所が積極的に判断する。

（日本の裁判所は、判断を避ける傾向）



米国訴訟の当事者

＜裁判所＞

在サンフランシスコの連邦地方裁判所

＜裁判の原告＞

Center for Biological Diversity (CBD)

Japan Environmental Lawyers Federation (JELF)

その他、個人・環境保護団体

原告代理人：米国の弁護士

＜裁判の被告＞

DoD (Department of Defense、米国国防総省)

これまでの裁判の経緯

- 2003年10月 提訴
- 2008年地裁中間判決
→ DoDがNHPA上の「take into account」手続（ジュゴンへの悪影響の考慮）を履行していない（違法）と認定
- その後、裁判は一旦休止状態となる。
- 裁判再開後、
原告は、①DoDの行為が違法であるとの宣言、②工事の差止を改めて求めた。
DoDは、2008年以降ジュゴンへの悪影響を調査し、ジュゴンへの悪影響はないと判断した（その時点で違法ではない）旨を主張。

米国の地裁・高裁の各判決

2015年2月 地裁判決（門前払い判決）

①違法の宣言部分→原告適格なし

違法が宣言されても原告は救済されない

②差止部分 →政治問題法理により却下

裁判所が口を出す問題ではない

一言でいえば、裁判所はこの事件の中身を判断せず。

2017年8月 高裁判決（逆転勝訴）

①・②とも原告適格があり、政治問題法理にも当たらない。

地裁は、DoDの行為が違法かどうかの中身を判断せよ。